

伊賀市 重層的支援体制整備事業の体制図 (包括的相談支援・他機関協働・継続的支援を中心に)

参考資料 1

地 域 住 民

民生委員・児童委員による地域での活動
13名の「地域福祉コーディネーター」の「アウトリーチ」を含む地域での支援
相談支援包括化推進員 1名

地域福祉計画推進委員会で地域課題を施策に反映

反映

地域包括支援センター
相談支援室 (市直営3カ所)
【中部・東部・南部】

生活困窮自立相談支援機関
(直営1 + 委託1)
【生活支援課・社協おあいこ】

福祉施策調整会議
【医療福祉政策課】
※相談支援包括化推進員1名

地域課題を政策化するためのコーディネート

- ・高齢者の総合相談窓口、と共に分野を問わない福祉相談の一次窓口
 - ・民生委員、社協地域センター、地域福祉コーディネーター、市役所支所に寄せられた相談を一次窓口として集約
 - ・保健・福祉・介護の専門職チーム
- 相談支援包括化推進員 2名** (相談支援室)

- ・「生活でお困りのこと」について経済的困窮だけでなくひきこもり、社会的孤立もふくめ幅広く相談対応
 - ・福祉・就労・伴走型支援の専門職チーム
- 相談支援包括化推進員 1名** (生活支援課)
相談支援包括化推進員 1名 (社協)

- ・地域ケア会議で抽出した地域課題を施策に反映。
- ・相談支援包括化推進員、地域福祉コーディネーターも参加

助言

地域福祉アドバイザー

相談支援包括化推進員によるコーディネート

- 介護高齢福祉課
- 障がい福祉課
- 障がい者相談支援センター **相談支援包括化推進員 1名**
- こども家庭支援課 **相談支援包括化推進員 1名**
- こども未来課
- 生活支援課
- 健康推進課
- 抽出整理 地域課題
- 税・教育・住宅部局 学校・隣保館など 地域の関係機関

地域ケア会議【地域包括支援センター調整係】 ※相談支援包括化推進員 1名

- ・「地域生活課題の解決」が会議の目的 「個別会議」「運営会議」「担当者会議」「相談事案調整会議」を開催。
- ・福祉部局・社協の職員だけではなく、必要に応じて、本人、家族、地域住民、税や教育の部局、地域の関係機関も参加
- ・社会福祉法「支援会議」介護保険法「地域ケア会議」生活困窮者自立支援法「支援会議」に位置づけ

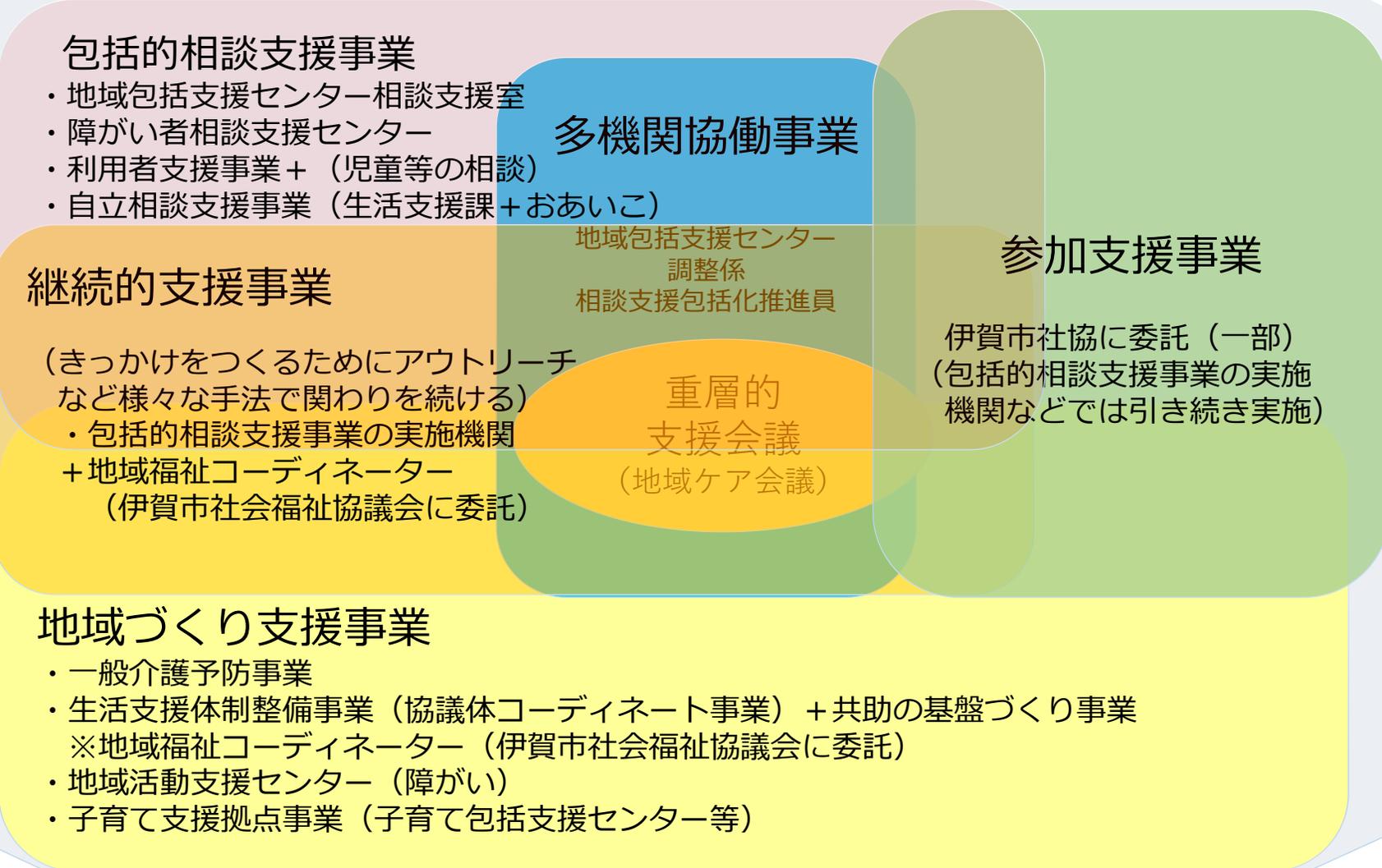
本人同意が得られるケースは重層的支援会議を実施

相談支援包括化推進員が、多機関連携が必要な相談支援・地域課題の把握・施策への反映をコーディネート

伊賀市の重層的支援体制整備事業のイメージ

多様な相談・支援のニーズ

課題解決をめざす活動



興味・関心から始まる活動

より豊かな暮らしをめざしたまちづくり

多様なフォーマル・インフォーマルな社会資源

「すでにつながっているもの、これからつながるもの」